

農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第2号の飲食料品に係る
農林水産大臣が定める基準

制 定 平成12年7月14日農林水産省告示第1007号
改 正 平成24年3月28日農林水産省告示第 839号
最終改正 平成27年3月27日農林水産省告示第 714号

一 原料又は材料に関する基準

次に掲げるもののみを原料又は材料として用い、かつ、当該原料又は材料（3に掲げるもの及び4に掲げる加工助剤を除く。）の総重量に対する4に掲げる食品添加物（一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの。）のうち、農林物資の規格化等に関する法律施行令（以下「令」という。）第10条第1号に規定する農産物又は同条第2号に規定する飲食料品を除く。）及び5に掲げるものの重量の割合が5パーセント以下であること。

- 1 令第10条第1号に規定する農産物
- 2 令第10条第2号に規定する飲食料品
- 3 食塩及び水
- 4 使用することがやむを得ないものとして認められる食品添加物及び加工助剤（遺伝子組換え技術を用いて得られたものを除く。）
- 5 1から3までに掲げるもの以外の飲食料品（遺伝子組換え技術を用いて得られたもの及びこれを原料又は材料として製造し又は加工したもの並びに放射線が照射されたものを除く。）

二 製造、加工、包装、保管その他の工程の管理に関する基準

- 1 食品添加物及び加工助剤を使用する場合を除き、製造又は加工に化学的な方法を用いないこと。
- 2 薬剤は、病害虫を防除するために使用することがやむを得ないと認められるものを除き、使用しないこと。
- 3 放射線の照射は、製造又は加工の工程の管理のために照射する場合を除き、行わないこと。

最終改正の改正文（平成27年3月27日農林水産省告示第714号） 抄
平成27年4月1日から施行する。